

議案第 83 号

令和 5 年度川崎市一般会計補正予算についての市長の専決処分の承認に
ついて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について
特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると
認め、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、
承認を求める。

令和 5 年 5 月 22 日提出

川崎市長 福田 紀彦

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和5年 4 月 1 4 日

川崎市長 福 田 紀 彦

令和5年度川崎市一般会計補正予算

令和5年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,178,967千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ868,441,087千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出

歳 入

款	項
17 国 庫 支 出 金	
	2 国 庫 補 助 金
歳 入	合 計

歳 出

款	項
4 こ ども 未 来 費	
	1 こ ども 青 少 年 費
歳 出	合 計

予 算 補 正

補 正 前 の 額	補 正 額	計
163,026,629 ^{千円}	1,178,967 ^{千円}	164,205,596 ^{千円}
33,315,074	1,178,967	34,494,041
867,262,120	1,178,967	868,441,087

補 正 前 の 額	補 正 額	計
136,331,206 ^{千円}	1,178,967 ^{千円}	137,510,173 ^{千円}
46,427,111	1,178,967	47,606,078
867,262,120	1,178,967	868,441,087